

労働災害発生状況 (令和7年6月末速報値)

宇部労働基準監督署

1 労働災害発生状況(暦年による集計)

(1) 業種別の発生状況

令和7年6月末現在(速報値)、当署管内で発生した休業4日以上[※]の労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)については、死亡災害が2人(清掃・と畜業1人、建設業1人)、休業災害が117件となり、前年同月比27件増(29.3%増)と大幅に増加しています。

【参考】令和7年4月末現在(速報値)では、前年同月比24件増(44.4%増)でした。

業種別の前年同月比は、製造業10件増(47.6%増)、建設業5件増(45.5%増)、小売業5件増(35.7%増)、農林業3件増(前年0件)、その他の第三次産業11件増(64.7%増)となっています。

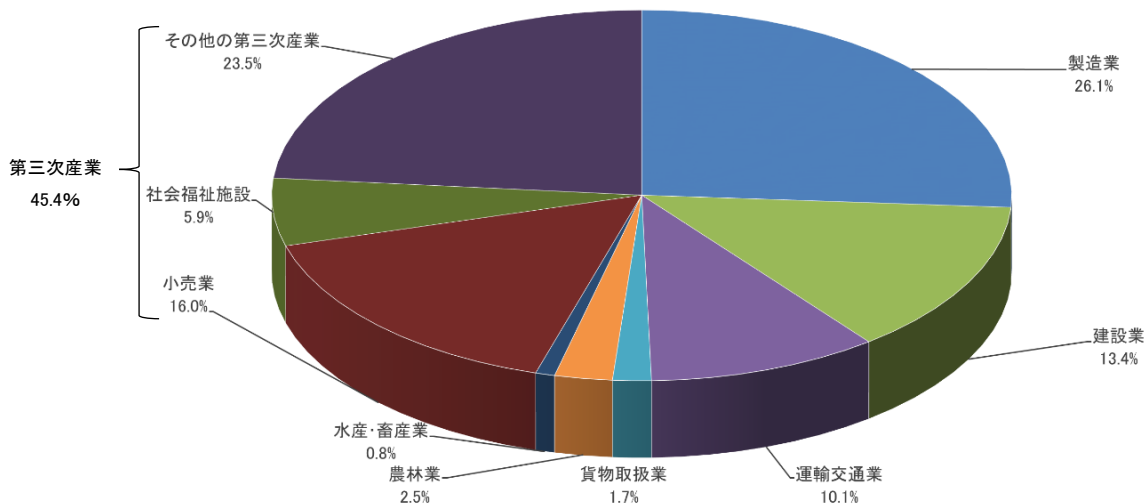
業種別労働災害発生状況(令和7年6月末速報値)

業 種	死 亡	休業災害	合 計	構 成 比	対 前 年	増 減 率	左記のうち交通労働災害件数					
							死 亡	休業災害	合 計	構 成 比	占 有 率	
全産業	2	117	119	100.0%	+27	+29.3%	1	7	8	100.0%	6.7%	
製造業	0	31	31	26.1%	+10	+47.6%	0	0	0	0.0%	0.0%	
鉱業	0	0	0	0.0%	-1	-100.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	
建設業	1	15	16	13.4%	+5	+45.5%	1	0	1	12.5%	6.3%	
運輸交通業	0	12	12	10.1%	±0	±0	0	1	1	12.5%	8.3%	
貨物取扱業	0	2	2	1.7%	-1	-33.3%	0	0	0	0.0%	0.0%	
農林業	0	3	3	2.5%	+3	+∞	0	0	0	0.0%	0.0%	
水産・畜産業	0	1	1	0.8%	-1	-50.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	
第三次産業	1	53	54	45.4%	+12	+28.6%	0	6	6	75.0%	11.1%	
小売業	0	19	19	16.0%	+5	+35.7%	0	3	3	37.5%	15.8%	
社会福祉施設	0	7	7	5.9%	-4	-36.4%	0	0	0	0.0%	0.0%	
その他の第三次産業	1	27	28	23.5%	+11	+64.7%	0	3	3	37.5%	10.7%	

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く。

業種別の構成比は、第三次産業における労働災害が45.4%(小売業16.0%、社会福祉施設5.9%、その他の第三次産業23.5%)を占め、主な業種では、製造業26.1%、建設業13.4%、運輸交通業10.1%となっています。

業種別労働災害の発生状況(令和7年6月末速報値 構成比)

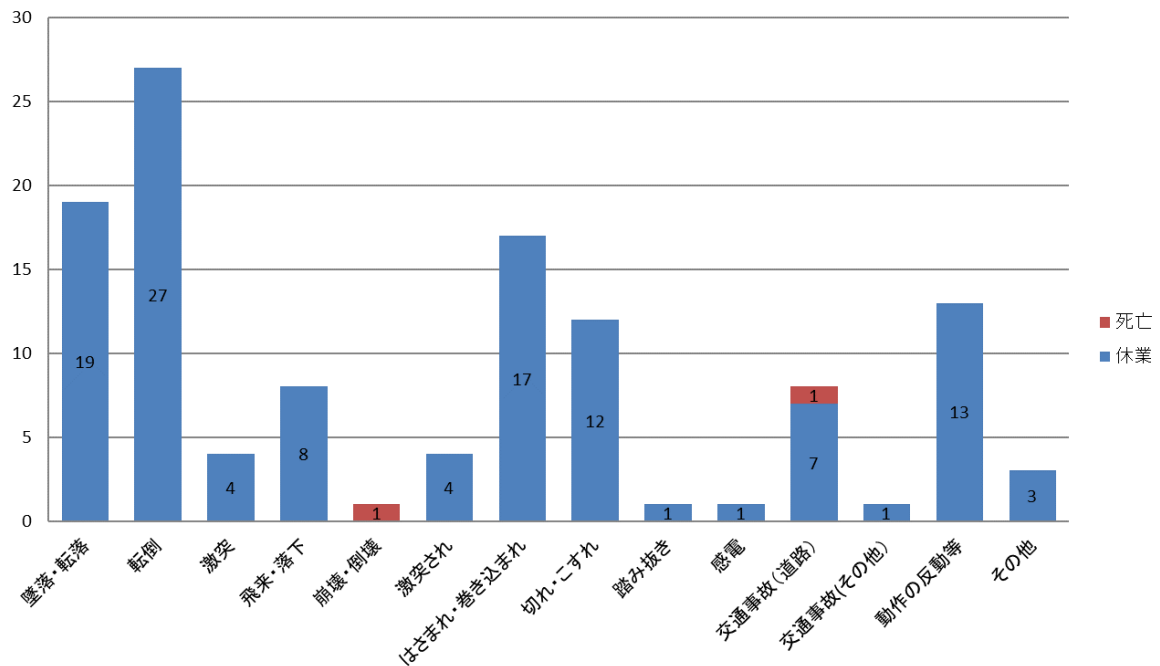


(2) 事故の型別の発生状況

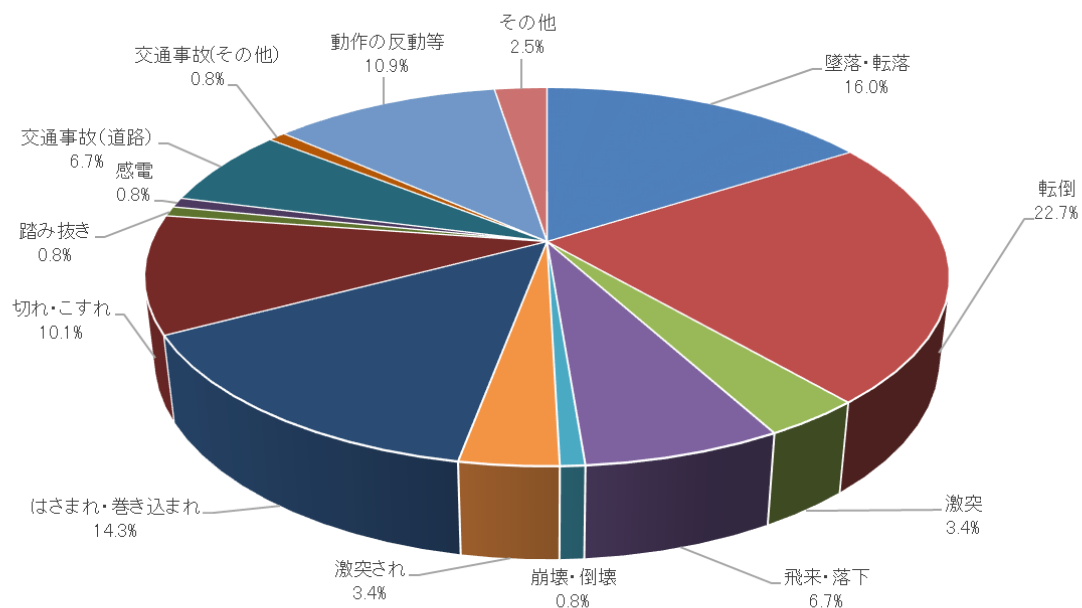
令和7年6月末現在(速報値)、当署管内で発生した休業4日以上労働災害の事故の型別の発生状況(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)については、発生件数の多い順に転倒 27 件(構成比 22.7%)、転落・墜落 19 件(同 16.0%)、はさまれ・巻き込まれ 17 件(同 14.3%)、動作の反動等 13 件(同 10.9%)となっています。

死亡災害については、廃棄物集積場のコンクリートブロックが倒壊したことにより発生したものが1人、交通事故(道路)によるものが1人となっています。

事故の型別災害発生状況(令和7年6月末速報値)



事故の型別災害発生状況(令和7年6月末速報値 構成比)



職場の安全衛生教育などに役立つ情報を掲載する厚生労働省「職場のあんぜんサイト」
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/hiyari/01.html>)をご活用ください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

[HOME](#) [お問合せ](#) [サイトマップ](#)

 労働災害統計

 労働災害事例

 各種教材・ツール

 化学物質

ホーム > 労働災害事例 >



= 労働災害事例 =



更新履歴

2025年6月19日	「労働災害事例」を10件追加しました。
2025年5月27日	「ヒヤリ・ハット事例」を10件追加しました。
2024年12月20日	「化学物質による労働災害事例」を16件追加しました。

労働災害事例集

死亡災害や重大災害などの事例について、発生状況や発生原因そして対策をイラスト付きで紹介します。
(全2632件)

[詳しくはこちら](#)

死亡災害データベース

平成3年から令和4年までに発生した死亡災害の個別事例全数について、発生状況の概要を紹介します。

[詳しくはこちら](#)

労働災害(死傷)データベース

平成18年から令和2年までに発生した休業4日以上
の労働災害のうち、災害発生年ごとにおよそ1/4を無作為抽出した個別事例について、発生状況の概要を紹介
します。

[詳しくはこちら](#)

機械災害データベース

機械災害の個別事例について、発生状況の概要を紹
介します。

[詳しくはこちら](#)

ヒヤリ・ハット事例

様々な場面で発生するヒヤリ・ハット事例をイラスト付
きで紹介します。(全451件)

[詳しくはこちら](#)

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」労働災害事例

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

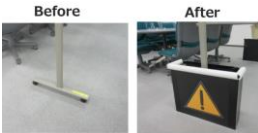
「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ☐ (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒
➤ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
 
職場3分エクササイズ 中央労働災害防止協会 転倒予防セミナー
- ☐ 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
➤ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底

- ☐ 通路等の凹凸につまずいて転倒
➤ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消

- ☐ 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒
➤ 適切な通路の設定
➤ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」

- ☐ 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
➤ 設備、什器等の角の「見える化」

- ☐ 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➤ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる


「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☐ 凍結した通路等で滑って転倒
➤ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）

- ☐ 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒
➤ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）

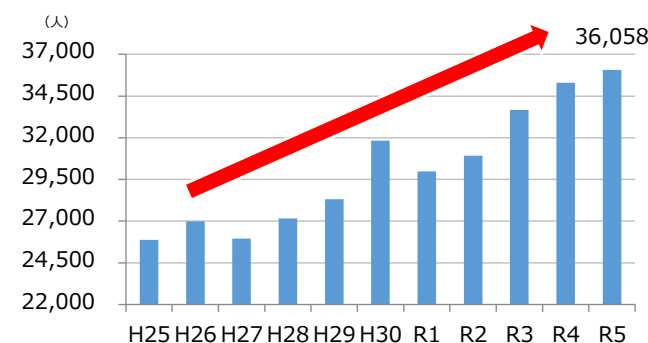
- ☐ ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒
➤ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➤ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➤ 隣接エリアまで濡れないよう処置

- ☐ 雨で濡れた通路等で滑って転倒
➤ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

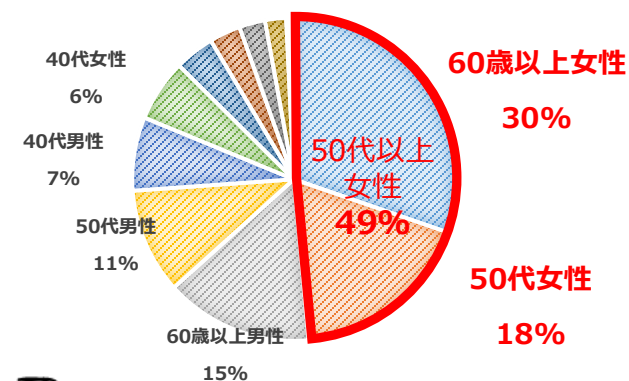

 
エイジフレンドリー補助金 中小規模事業場安全衛生サポート事業

⚠ 職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途



性別・年齢別内訳（令和5年）



転倒災害による平均休業日数（令和5年）

48.5日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

➤ 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります

✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」



✓ 「毎日かんたん！口コモ予防」

（出典：健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT）



➤ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」

（出典：健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT）



令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

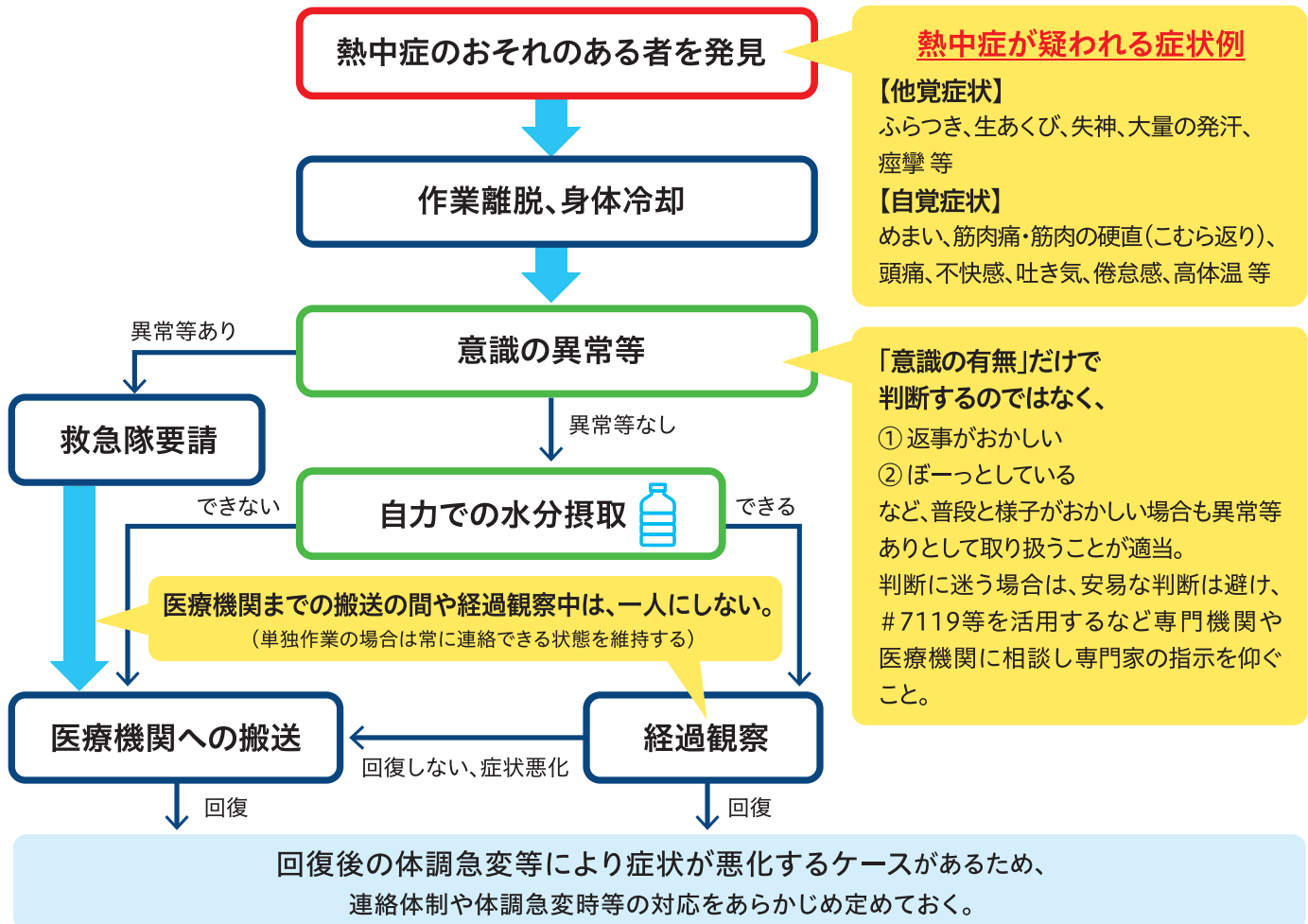
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

